

福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針

策定：平成 9 年 4 月

改正：平成 15 年 11 月

最終改正：平成 24 年 2 月

〔計画策定の背景〕

近年わが国においては、農産物に対する消費ニーズの多様化、高品質化、周年化が進展し、野菜、花き、果樹などの施設栽培が急速に増加している。本県においても福島県農林水産振興計画にて、園芸作物を米に次ぐ重要な部門と位置づけ、高品質・安定生産に向けての施設化に積極的に取り組んでいるところである。

これらの営農活動で発生する農業用使用済プラスチックの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法第 137 号。以下「廃掃法」という。）により、農業者は自らの責任において、法律等に定められた基準に適合する形で適正に処理することが義務付けられている。

しかしながら、農業者は一般に零細であり、1 経営体から排出される農業用使用済プラスチックの量は少なく、かつ広く分散しているという特性があるため、農業者に適正処理を委ねるだけでなく、関係機関連携のもとに適正処理を推進する必要があることから、国においては「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成 7 年 10 月 23 日付け 7 食流第 4208 号農林水産省食品流通局長通達）、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」（平成 10 年 11 月 27 日付け 10-9 農林水産省農産園芸局肥料機械課長、植物防疫課長、野菜振興課長連名通知）（以下「国の基本方針」という。）により適正処理の方向を示し、本県においても、平成 2 年 2 月に「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進会議」（以下「県推進会議」という。）を設置して、適正処理を推進してきたところである。

その結果、ほぼ全ての市町村で地域の適正処理の中心となる地区農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会が設立され、組織的な回収と適正な処理が行われ、農業用使用済プラスチックの回収率及び適正処理率も大きく向上し、一定の水準で推移している。

これらの農業用使用済プラスチックの処理に当たっては、環境負荷の低減、資源の有効利用などの観点から、廃棄物の発生を抑制するとともに再生可能な資源としてできる限り利用することが必要であることから、本県における農業用使用済プラスチックのより一層の適正処理の推進を目指し、「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」（以下「適正処理推進方針」という。）を策定する。

1 基本的考え方

(1) 国の基本方針及び「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法第 110 号）に基づき、資源の有効利用という観点から、農業用使用済プラスチック（以下「使用済プラスチック」という。）の適正処理の基本は再生（リサイクル）処理とする。

本県の現状をみると、再生処理を行うための回収・処理体制の整備についてもほぼ

整ってきており、組織的回収率及び再生処理率が一定水準で推移してきている。

しかしながら、排出される使用済プラスチックの中には著しく劣化したり汚れたものもあり、それらは現在の再生処理技術では処理出来ないことや再生処理場が遠いため運搬費用が多額になる等の理由から、当面は排出される使用済プラスチックの特性、排出量、排出状況及び地域の実情等に即して、適正な焼却、埋立等も実施するものとする。

- (2) 使用済プラスチックの適正処理には、いずれの処理方法を取る場合にも、経費を要するが、廃掃法により、事業者（排出業者である農業者）が自らの責任において適正に処理すべき産業廃棄物とされていることから、適正かつ確実な農業者負担の仕組みを今後も維持すること。
- (3) 地区推進協議会が中心になって組織的回収の推進について啓発を行うものとするが、必要に応じて行政機関及び農業団体（以下「関係機関」という。）による農業者への適正処理に関する啓発を継続的に推進するものとする。
- (4) 適正処理の推進に当たっては、プラスチックの種類により処理方法が異なるため、処理に先だって農業者が使用済プラスチックを種類別に分けるなどの方法について、地区推進協議会及び関係機関は農業者等に周知徹底を図るものとする。
- (5) 放射性物質に汚染された使用済プラスチックについては、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）により処理するものとする。

2 適正処理推進のための体制の整備について

使用済プラスチックの処理は、個々の農業者だけで対応するのみではなく、組織的な体制を計画的に整備し、推進することが不可欠であり、県・農業団体・販売業者・市町村及び地域ぐるみで回収に取り組む体制の整備が必要である。

このため、県内の使用済プラスチック排出量や処理実態を把握して、啓発・指導活動を実施する県推進会議と、地方における適正処理を円滑に進めるため、各農林事務所ごとに地方農業用使用済プラスチック適正処理推進会議（以下「地方推進会議」という。）を設ける。ただし、地方推進会議の業務に準じる業務を実施する組織がある場合は、その組織を地方推進会議と位置付けることができるものとする。

それぞれの組織の概要は以下のとおりである。

(1) 福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進会議（平成2年2月設置）

① 構成メンバー

福島県、福島県農業会議、福島県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会福島県本部（以下「JA全農福島」という。）、福島県農業資材商業会、福島県たばこ耕作組合、日本たばこ産業株式会社東日本原料本部、福島県酪農業協同組合等

② 業務

- ア 適正処理推進方針の策定及びその啓発
- イ 県内の排出量の的確な把握
- ウ 適正処理システムの構築

- エ 先進技術や適正処理に関する情報の収集・提供
- オ 地方協議会への指導助言
- カ 関係機関、団体、販売業界相互の連携強化
- キ その他、適正処理に関すること

(2) 地方農業用使用済プラスチック適正処理推進会議

① 構成メンバー

福島県出先機関（農林事務所等）、関係市町村、農業団体（関係農業協同組合、JA全農福島各事業所、生産団体等）、フィルム販売業者等

② 業務

- ア 適正処理に関する啓発
- イ 管内における排出量の的確な把握
- ウ 回収処理システムの円滑な推進に関する指導助言
- エ 先進技術や適正処理に関する情報の収集・提供
- オ その他、地域における適正処理に関すること

3 組織的回収の実施について

(1) 回収体制の構築範囲

地域における回収体制は、原則として地区農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を範囲として構築することが望ましいが、回収主体は委託処理費用精算等に係る実務を要することから、市町村や農業協同組合の範囲を単位とするなど、地域の実態に即した合理的な範囲で体制整備を行うこととする。

(2) 回収場所等の設定

回収主体は、農業者が使用済プラスチックを搬入する場所と日時を設定する。

回収場所は、雨水にさらされない場所に設定し、飛散防止対策に努めるほか、回収計画の作成に当たっては、契約する収集運搬業者や処理業者等と予め協議し、回収場所において一時保管が長期間にならないよう留意する。

(3) 分別・梱包方法

再生（リサイクル）処理を推進する観点から、農業者段階において土砂等を可能な限り除去すること及び塩化ビニル、ポリエチレン等資材原料の種類別の分別指導を徹底する。

また、回収時の分別・形状・荷姿等は、委託処理先の受入条件に適合する形状にして搬入する必要があるため、回収場所に立会人を配置する等の方法により、その確認を行う。

(4) 処理経費の負担・徴収

処理経費については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の事務にかかる経費を含め、排出事業者である農業者が負担することとする。費用の徴収方法としては、農業用使用済プラスチックの排出時に排出量に応じた徴収が一般的であるが、地域の実情に応じた徴収方法を採用することとする。

(5) 回収体制整備上の留意点

農業用使用済プラスチックの適正処理については、国、県、市町村の行政が深く関

わっていること並びに地域ごとに一元的な体制を整備することがより合理的かつ効率的であること等から、農業団体が主体となって回収を行う場合においても、当該資材の購入先、生産物の販売先等に関わらず、全ての農業者の搬入する使用済プラスチックを受け入れられる体制整備に努めることとする。

4 排出量抑制について

今後、使用済プラスチック適正処理をより一層推進するためには、排出量を抑制する必要があるため、国の基本方針に基づき以下の方法により推進する。

- (1) 長期展張性フィルムや硬質プラスチック板を利用したハウスやガラスハウス等の導入を積極的に進める。
- (2) ハウスに用いたフィルムを繰り返しマルチに利用すること等により利用期間の延長を図る。ただし、品質の劣化により再生（リサイクル）処理に支障が生じないように配慮する。
- (3) プラスチックフィルムマルチに替わる紙マルチや生分解性マルチ等、環境保全型農業の実現に寄与する資材の積極的利用を進める。

5 適正処理の方法について

処理の具体的方法としては、再生（リサイクル）処理、焼却処理、埋立処理、減圧熱分解処理等があるが、循環型社会形成推進基本法に基づいて再生（リサイクル）処理を基本とし、再生（リサイクル）処理中でもマテリアルリサイクルを優先して推進する。

なお、再生（リサイクル）処理の実施にあたっては、適正処理推進方針の3の(3)に基づく分別指導の徹底と併せて、適正な回収・運搬計画の策定及び契約に留意するとともに、廃掃法の各規定を遵守するものとする。

6 関係機関の役割とその連携強化について

適正処理推進のためには、流通販売に携わる者も含め、それぞれの役割を明確にし、相互に連携強化していく必要がある。

関係機関それぞれの役割は、以下のとおりである。

(1) 県

県は適正処理推進方針に基づき、県推進会議において、回収システムを構築するとともに、情報の収集提供や啓発活動等を行い、適正処理の推進を図る。また、これらを円滑に進めるため、地方推進会議を設置し、管内市町村、農協等との連携を強化する。

(2) 市町村

市町村は、適正処理推進方針に基づき、農業者、農協等に対し適切な啓発・指導を行う。

(3) 団体等

J A全農福島は、適正処理推進方針に基づき、使用済プラスチックの適正処理に積極的に取り組むとともに、農協等の指導に努める。

農協及び生産団体は、適正処理推進方針に基づき、収集場所の提供、分別の確認、排出量の把握等、使用済プラスチックの回収作業において中核的な役割を担うほか、

農業者や生産組織に対し、適切な啓発・指導を行う。

流通販売業者は、農業者に対し、適正な回収処理についての情報提供活動を行うとともに回収処理の推進に当たっては、積極的に協力する。